

富山市教育委員会 6 月定例会 資料

令和8年6月市議会定例会 一般質問の概要

- 1 会 期 令和8年6月11日（木）～6月30日（火）
※一般質問…… 6月15日、16日、18日、19日
- 2 概 要 4日間の一般質問において12人の議員から質問があった。質問者、答弁の概要は次のとおり。

（1）本市における教育について

①富山市議会自由民主党 松井 邦人 議員（6月15日）

（問）小・中学校と高等学校の役割について見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）小・中学校は、児童生徒が基本的に本市が定めた指定校区に通い、高等学校は自ら希望し、試験などを経て全県から生徒が集まるため、集団としての性質は大きく異なっていると考えられております。

まず、「小・中学校」は義務教育であり、（さまざまな背景のある）すべての子どもに対して、社会で生きていくための基本的な学力や社会性といった資質能力を培う役割があります。具体的に申しますと、読み書き・計算といった確かな学力の定着はもとより、集団生活を通じた基本的な生活習慣や、倫理観、思いやりの心をもって協働する社会性も育むことが求められております。そうしたことから、一人一人の背景や抱える課題に応じたきめ細かな支援を行い、児童生徒の可能性を引き出し、学びを保障する教育を実現する役割があります。

次に、「高等学校」であります。義務教育で培った共通の基礎的な土台の上に立ち、普通教育のみならず、専門学科や総合学科など、多様な選択肢の中で、生徒の多様な進路や興味・関心、適性に応じて、より専門的・発展的な学びを行い、資質や能力を伸ばしていく役割があります。また、自らのキャリアを具体的に方向づける時期にあたり、より広範な地域や社会と関わりながら、主権者としての責任感や、社会の担い手の自覚と実践力を高めることも役割であると捉えております。

（問）小・中学校における各発達段階での「子ども観」について見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）まず、小学校低学年は理屈ではなく、「楽しい」「もっと知りたい」という感情が行動の源にあります。「失敗しても大丈夫」という安心感を与えることが大切です。

次に、中学年は仲間意識が高まる『ギャングエイジ』特有の、人とのかかわりに関する葛藤、学習の難易度が増し、苦手意識が生まれる傾向があります。うまくいかないことを成長のチャンスと捉え、大人だけでなく、子ども同士で支え合う環境づくりも大切です。

さらに、高学年は体も大きくなり、心と体のバランスが崩れやすくなります。また、客観的な自己認識ができるようになり、自己肯定感が低下しやすい時期でもあります。話を聞き、見守ることや信頼する態度で接することで、自己肯定感を高めることが大切です。

そして、中学生は、「大人へ移行する初期段階であり、精神的な自立を模索しながら、社会の一員としての自覚を持ち始める存在」として捉えております。第二反抗期や『中1ギャップ』に代表されるような、複雑で深い悩みに直面することがあるため、一人の人間として対等に向き合い、その主体的な選択や決定を尊重するとともに、社会や地域を支える未来の担い手として、その社会的責任感を呼び起こすような指導を心がける必要があると考えます。

子どもたちは、義務教育の9年間で成功や失敗等様々な経験を積み、成長していきます。「子ども一人一人がかけがえのない価値をもった存在である」という理念を共通の子ども観として大事にして、発達段階に応じた適切な教育を行っていきたいと考えております。

(問) 小・中学校における各発達段階での「授業観」について見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) まず、小学校低学年は、五感を使った体験や身近な自然・人との関わりを重視し、「失敗しても大丈夫」という安心感の中で、「学ぶことは楽しい」ということを実感させることが大切です。

次に、中学年は、具体的な活動や体験から抽象的な概念への理解へと移行する重要な過渡期です。このため、協働して課題を解決する集団活動を積極的に授業に取り入れながら、他者の考えや思いを理解し、自らの考えや意見を形成していく経験をさせることが大切です。

さらに、高学年は、自ら問いを立てて仮説を検証する問題解決的な学習へとステップアップを図り、異なる意見をすり合わせる高度な「協働的な学び」を充実させ、より深い理解へとつなげることが大切であると考えております。

中学校段階においては、抽象的・論理的思考が発達する時期であることから、「より複雑な課題解決」と「社会や未来へのつながり」を意識した授業が望ましいと考えております。

このため、授業の中で、対話的な活動を多く取り入れ、現実の社会課題を授業と結び付け、自らの生き方や社会貢献への意識を高める実践的な授業展開をすることが大切であると考えております。

子どもたちの発達段階に応じ、授業で重点とすることは変わってきますが、今の時代に求められるのは、教師が一方的に知識を伝達する講義型の授業ばかりではなく、子どもたちが自ら問いを立て、多様な他者と協働して考えを深めていく部分を多くしながら、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業であると考えております。

(問) 小・中学校における各発達段階での「教育観」について見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 「子ども観」や「授業観」は各発達段階に応じて、留意する点や重点を置くことが異なっていると考えております。

しかしながら、私は、教育観はどの発達段階の子どもたちに対しても、同じではないかと考えております。

子ども一人一人に真摯に向き合い、一人の人間として捉え、対話を通して理解し、それぞれの可能性を信じ、最大限に引き出そうとする姿勢が重要であり、それが教師に求められていると思います。

そのためには、議員ご指摘のとおり、教師主導の「教える」から子ども主体の「育てる」への教員の意識改革や、教育の目的や指導方法、どのような信念を持って子どもたちと接するかが重要であります。

市教育委員会では、成長し変化していく子どもたちの成長の歩みを「点」ではなく「線」として捉え、発達段階を踏まえた一貫性のある小中連携教育をもとに、今後も、個々の児童生徒に向き合った教育の充実に努め、家庭や地域社会との連携のもと、誰一人取り残されない、温かく質の高い教育を推進してまいりたいと考えております。

(問) 小・中学校の教員と高等学校の教員とでは、忙しさや悩みの内容も大きく異なるが、その違いについての認識を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 義務教育のスタートである小学校の教員は、学級担任制であることから、多くの教科の授業を行うため、必然的に児童と接している時間が長くなります。また、特に低学年においては給食や掃除の指導、さらには休み時間の過ごし方や登下校の指導等、特別な支援を必要とする児童生徒には、基本的な生活習慣が身に付くような指導も必要です。

中学校の教員は、教科担任制であることから、専門性が高い教科の指導はもとより、思春期で感情が揺れ動き、様々な思いを抱える子どもたちを受け止めながら、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を身に付けさせ、一人一人が卒業後の進路を主体的に選択できるよう、3年間を見通した段階的な指導が求められます。

高等学校の教員は、生徒の多様な進路希望に合わせ高度な普通教育及び専門教育等の学習指導に加え、社会へ出る直前の大人として自立するための責任感や態度を育む指導が求められます。また、部活動については、現在中学校で進めている地域展開が、高校では進んでいないことから、休日の指導に時間が割かれる状況にあります。

今ほど申し上げましたように、子どもの発達段階に応じた指導内容に違いがあり、小学校・中学校・高等学校での忙しさの度合いや悩みの内容は異なっていると考えます。なお、市内すべての小・中学校で導入しているコミュニティ・スクールにおいては、学校運営への支援を保護者や地域の方から協力いただくことで、学校における働き方改革を進めることも必要と考えております。

(問) 本市の未来を担う子どもたちをどう育てていくのか、教育長の決意と覚悟を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) グローバル化や情報化の進展等、変化の激しい時代を迎える中で、未知の課題に臆することなく果敢に挑戦し、仲間と協働しながら課題を解決していくことが求められており、未来を担う子どもたち一人一人に豊かな人間性を築き、必要な資質・能力を育成することが、学校教育の使命であると考えております。

市教育委員会では、重点事項である「主体性のある子どもの育成」の実現を目指すためには、「教える」から「育てる」への教員の意識改革と、それに伴う授業改善がまず必要であるという考えのもと、各学校における授業改善が推進されるよう、これまでさまざまな研修会や伴走型の支援を施策に位置づけ、実施しています。また、本年4月には、義務教育学校と北陸では初めての学びの多様化学校が開校いたしました。

私は、これまで高等学校教育や県の教育行政に携わる中で、子どもたちの成長が、義務教育から高等学校教育へ、連続する学びの中で育まれる必要があるということを実感し、先ほども申し上げました子ども観、授業観、教育観に繋がっております。

市教育委員会が、「主体性のある子どもの育成」の実現を目指してこれまで推進してきた様々な教育施策を、新しい視点でさらに進化、発展させるとともに、学習指導要領に基づく質の高い教育を行うことで、本市の未来を担う一人一人の「子どもが主語となる学校」を具現化し、子どもたちが豊かな人間性や、必要な資質・能力を育むことができるよう、教育長として全力で取り組んでまいります。

(問) 市長は、どのような認識と知見の下で教育長を任命したのか、その真意を問う。

＜学校教育課：市長答弁＞

(答) 教育長は、令和8年3月議会で同意をいただき、富山市長である私が任命をいたしました。

中崎教育長には、これまで、高等学校教育の現場におきまして、生徒に愛情を持ってその成長を支え、卒業後の進学や社会人としての将来を見据えた教育実践を重ねてこられまして、高等学校で校長としても指揮をとってこられた確かな実績を有しておられます。

加えて、教育行政を長く経験される中で、富山県の将来に向けた様々な計画の策定や施策の実施において、主導的な役割を果たしてこられました。

学校設置者である富山市長の立場から申し上げますと、本市の義務教育段階にある学校現場のニーズを深く理解し、実効性のある教育施策へと反映することができる、いわゆる現場と行政、この橋渡しの役割に期待しております。また、これまでの高校生との関わりや教育実践の経験が、本市の義務教育段階の子どもたちの将来を見通した長期的かつ大局的な教育施策へと生かされていくものと考えております。

中崎教育長には、これまで積み上げてきた本市の取組を継承するのみならず、将来の富山県教育の在り方や教育環境の整備について議論してこられた教育行政での豊富な経験をもとに、今後、本市の教育をさらに発展させ、本市の未来を担う子どもたちに、自らの人生を力強く切り拓いていただく力を確実に育成していただけるものと確信しております。

(問) 本市の未来を担う子どもたちをどのように育んでいきたいと考えているのか。

＜学校教育課：市長答弁＞

(答) 私が掲げる「幸せ日本一とやま」に欠かせないものは、子どもたちの笑顔であり、子どもたちがそれぞれの個性を生かし、みんなにっこりと輝けるよう、令和7年3月に策定をいたしました「富山市こども計画」に基づき、全庁一丸となって様々な施策を推進することで、富山市におけるこどもまんなか社会の実現を目指しております。

教育行政につきましては、教育委員会の専権事項でありますから、これまでと同様に、学校の設置者としての立場でお答えをいたします。

本年4月に開校した学びの多様化学校「古志はるかぜ学園」は、私の最重要政策テーマであります「生き活きひとづくり日本一とやま」を実現するための方策の一つである「誰一人取り残さない教育体制の構築」これががまさに具現化されたものであります。

古志はるかぜ学園では、新たな環境で自分のペースで歩むことを大切にしながら登校し、学校生活を楽しく、非常に前向きに笑顔で生活するという様子が見られるようになったという報告を受けており、子どもたちの心に確かな変化が生まれてきていると感じております。

また、同じく4月に開校した義務教育学校水橋学園における「水橋学」や「国際交流活動」、「プレ部活動」といった特色ある教育活動の展開は、子どもたちが多様な他者とつながりながら、自らの可能性を発揮し、自己実現を図るとともに、これからの時代を生き抜く力を育むものであります。

新たな学校の設置はもとより、教育委員会が打ち出し、実施している様々な教育施策は、いずれも本市の子どもたちに豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを育み、社会で生きる実践力を高める教育を行うという、富山市教育大綱の具現化を図るものと認識しております。

今後も、教育委員会と連携しながら、未来を担う子どもたちが生き活きと過ごせる環境づくりと、自らの力で社会を生き抜くために必要な力を育む取組をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

(2) 固定遊具の現状と子どもの運動環境について

①自由民主党 金岡 貴裕 議員（6月15日）

(問) 現在、本市小・中学校において使用禁止となっている固定遊具、撤去された固定遊具、撤去後未更新となっている固定遊具はどの程度あるのか。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) まず、ジャングルジムや雲梯など、屋外に設置してある固定遊具につきましては、遊具としての位置づけだけではなく、小学校体育科の学習指導要領では、授業において使用する固定施設として例示された施設となっています。

現在、小学校で使用禁止になっている屋外の固定遊具は、16校で合わせて20基、撤去された固定遊具は、過去5年において4校で7基となっており、撤去後更新はしておりません。

また、中学校では現在使用禁止となっている屋外の固定遊具は無く、撤去についても過去5年ではございません。

(問) 固定遊具の安全点検や老朽化判定は、どのような基準・頻度で実施しているのか。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) 学校の屋外に設置している固定遊具の点検につきましては、毎月1回実施している校内安全点検の項目に含まれており、教職員が目視や触診で固定施設の破損やボルトの欠損がないかなどを確認しております。

加えて専門業者による定期点検を年1回実施しており、部材の摩耗や腐食の進行状況、溶接箇所の亀裂や緩み、また、手で触れる箇所1本1本ごとにささくれないかなど、それぞれの特性に合わせた点検を行い、その状態をもとに、修繕や撤去の必要性について判定を行っております。

なお、これらの点検の結果、変形や摩耗などにより安全性に問題があると判断されたものについては、速やかに使用禁止の措置を取るなど、必要な対策を講じているところであります。

(問) ジャングルジムや雲梯等の固定遊具について、本市教育委員会はどのような教育的意義があると考えているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 固定遊具は、小学校体育科の学習指導要領では、固定施設という扱いで、児童が基本的な体の動きを身に付ける「体づくり運動」や自らの体を巧みに支え操作する「器械・器具を使っでの運動遊び」に関連する内容として、取り上げられています。

体育科の授業においては、ジャングルジムや雲梯等の固定遊具は、「登り下り」「ぶら下がり」「懸垂移行」「渡り歩き」といった多様な動きを培うために、優れた器具の一つであり、遊びを通して日常的に運動することにつながり、児童の体力向上にも寄与するものと考えております。

これらのことから、市教育委員会としましては、固定遊具については、児童の健やかな体の発達を直接的に支える基盤・施設としての教育的意義をもつものであると考えております。

(問) 使用禁止や撤去後未更新の状態が固定化し、子どもの運動環境が徐々に失われているのではないかと。

＜学校施設課：教育長答弁＞

(答) 学校施設の老朽化への対応につきましては、各学校からの修繕要望をもとに実施しており、その中には、固定遊具に関する要望のほかにも、雨漏りやトイレの詰まり、空調設備の不具合への対応など、児童生徒の安全確保や学習環境に直接影響する要望も多数ございます。

市教育委員会では、限られた予算の中で、それぞれの必要性や緊急度などを総合的に判断し、

順次対応しているところではありますが、その結果として、予算が措置されるまでの間、やむを得ず、一時的に固定遊具が使用禁止のままや、撤去後未更新のままとなっている学校があることも認識しております。

しかしながら、こうした学校におきましても、鉄棒や体育館の壁面にある肋木など、他の固定遊具を設置していたり、平均台や跳び箱のほか、ステージの高低差を利用したりすることで、小学校の体育科において必要な運動環境は確保しているものと考えております。

(問) 安全性確保は重要である一方、「危険だから撤去」のみでは子どもの運動機会減少につながる懸念もある。安全性と教育的意義の両立について教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 固定遊具につきましては、先ほども申し上げましたが、定期的に点検し、必要な補修を施すことなどが、小学校施設整備指針にも示されており、安全性の確保は欠かせないものと認識しております。

また、体育科の学習を通して、基本的な動きを身に付け、体力の向上を図ることに加えて、休み時間等にもものびのびと体を動かす楽しさや心地よさを味わい、日常的に運動に親しむことなど、固定遊具のもたらす教育的意義も大切であると捉えております。

市教育委員会では、限られた予算の中で、引き続き、修繕要望などを通じて学校との連絡を密に取りながら、固定遊具のみならず学校施設全般の適切な維持管理を行うとともに、教育的意義も十分に考慮しながら、児童生徒の安全な運動環境の確保にも努めてまいりたいと考えております。

(3) 学校教育について

①立憲民主党 村石 篤 議員（6月15日）

(問) 「令和7年度全国学力・学習状況調査」の結果について

授業改善に向けた指導の重点として、令和6年度と同じ「非認知能力」の育成としているが、令和6年度の取組の評価と令和7年度からの取組の概要について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 令和7年度4月実施の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査において、「自分には、よいところがあると思う」の項目に対する肯定的な回答の割合が、令和6年度と比較すると小・中学校ともに3.8ポイント高くなっており、同様に「分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することができている」の項目では、小学校で1.6ポイント、中学校では0.4ポイント高くなっております。

このことは、①子ども自身が成長を実感できる場の設定や教師の声かけ、②子ども自らが課題解決したくなるテーマでの学習を展開するなど、各学校における取組による成果であると認識しており、自己肯定感や自己調整力といった非認知能力が着実に育まれているものと捉えております。

令和7年度より、「主体性のある子どもの育成」に向けて、子どもの姿を基に他校や異校種の教員が共に学び合う「区域を核とした研修体制」を構築し、日頃の実践を共有しております。教員が授業を構想する際に、自主的に学びを進めていこうとする子どもの姿を想定しながら、支援や手立て、学習環境を考えるなど、「子ども理解に基づく授業改善」の機運が高まってきております。

市教育委員会では、引き続き、「主体性」を代表とする非認知能力の育成に向けた研修の推進

と各学校の取組を支援してまいります。

(問) 「令和7年度全国学力・学習状況調査」の結果について

学校質問調査の「小学校教育と中学校教育の連携」において、富山市立小学校では全国小学校に比べて34.1ポイント低く、富山市立中学校では全国中学校に比べて33.2ポイント低くなっている要因について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市においても、小学校、中学校の連携の重要性を認識しており、富山市教育振興基本計画や、平成24年度からは富山市学校教育指導方針にも「幼・小・中学校の連携」を掲げています。小・中学校9年間の学習を一体のものと捉え、発達段階を踏まえた一貫性のある継続的な指導が大切であることから、平成23年度から令和6年度には、中学校と近隣のいくつかの小学校を指定し、小・中学校が連携した教育課程に基づく教科指導の研究を進め、その成果や課題を市内の全ての小・中学校に共有してまいりました。

一方、令和7年度に文部科学省が実施した学校質問調査の小学校教育と中学校教育の連携に関する項目において、全国に比べて肯定的な回答の割合が低い結果となっております。こうした連携が進まない要因としては、「主体性のある子どもの育成」を重点とし、各学校の授業改善に向けた取組を大切にしてきたこと、近隣であっても日程の調整等が容易ではないことなどが考えられます。

しかしながら、9年間の一貫性を持たせた教育は必要であることから、昨年度より、「区域を核とした研修」を始めとする合同研修会や授業参観等を通じた教員の交流を積極的に進めております。今後、市教育委員会では、現在の取組を基盤に、教科等の系統性・連続性を踏まえた学習指導に向けて、連携する小・中学校のカリキュラムや指導方法の改善点を話し合ったりする教員研修を行うなど、小・中学校の連携のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

(問) 教育長の学校教育に対する理念について問う。

＜教育総務課：教育長答弁＞

(答) 学校教育は、未来を担う子どもたち一人一人に豊かな人間性を育み、必要な資質・能力を育成することが、その使命と考えております。先行きが不透明で将来の予測が困難な時代において、子どもたちには、知識や技能、思考力、判断力、表現力に加え、社会の変化に主体的に向き合い、未知の課題にも臆することなく挑戦する力、さらには、多様な考え方を認め、仲間と協力しようとする態度など、いわゆる非認知能力を育んでいくことがますます重要であると考え、市教育委員会では、様々な施策や支援の体制を整えてきております。前宮口教育長が直接学校に出向いて行われた訪問研修などもその一つであります。

こうした中、文部科学省の義務教育に関する教師向けの全国調査で、多くの教師が、「新たな取組に積極的に取り組むべきである」と考える一方、学校や教育委員会が取組を後押しする雰囲気については、「十分でない」という回答が半数以上という結果については、真摯に受け止めるべきではないと考えております。

私は、長らく高等学校教育や県の教育行政に携わる中で、義務教育でも高等学校教育でも、子どもたちの成長が、学校生活の中で育まれるためには、日々の授業が最も重要であることを実感してきました。

新たに富山市の教育行政の舵取り役となった今、義務教育の現場を丁寧に知り、教員が授業改善の必要性をどのように捉え、子どもたちが主体となる授業をどう構築していきたいかをしっかり受け止めながら、これまで市教育委員会が積み重ねてきた取組を継承し、その充実や定着に努

めてまいりたいと考えております。

(4) 熊対策について

①富山市議会自由民主党 織田 伸一 議員（6月16日）

（問）児童・生徒の安全確保について

熊出没にあたっては近隣の学校が連携して対応を検討する必要があると考えるが、今回の対応を問う。また、休校・保護者送迎の開始と解除を判断する基準を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）本年4月29日夜に森地内で発生したクマによる人身被害については、市教育委員会が事案発生を把握した後、富山中央警察署から情報収集を行うとともに、目撃場所の周辺にある小・中学校8校にその日のうちに情報提供しました。翌朝には各学校から保護者に対し、保護者用連絡アプリを利用して注意喚起の配信を行いました。

また、併せて校区内で被害が発生した萩浦小学校及び岩瀬中学校に加え、隣接する岩瀬小学校、大広田小学校、北部中学校、古志はるかぜ学園の小・中学校6校についても、児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、保護者に送迎を依頼しました。

その際、保護者の負担を考慮し、校区が重なる小・中学校で連携を図りながら、登下校が同じ時間帯になるよう、時間を調整するなど、共通の対応をとったところです。

クマ出没による休校や保護者送迎の実施については、農林水産部や警察等の関係機関からの情報を踏まえ、出没した場所や時間帯に加え、特にクマが広範囲に移動し、個体数や居場所の特定が困難で、学校付近及び通学路における安全確保が極めて困難と判断される場合には、学校と市教育委員会が協議した上で、校長が総合的に判断して決定することとなります。

それぞれ地域で状況は異なりますが、例えば、学校付近に潜伏の可能性が高い場合には休校とし、通学路が危険である場合は、保護者送迎をお願いすることになります。

なお、人身被害が発生した場合には、児童生徒の登下校時の安全確保を最優先に考え、校区内の学校等においては、原則クマが捕獲されるまで、送迎を依頼することとしております。

休校や保護者送迎の対応の解除につきましては、児童生徒の登下校時の安全確保を最優先に考えながら、休校が続くことによる学びの保障への影響や保護者の負担の大きさを考慮しつつ、学校と市教育委員会が協議した上で、校長が総合的に判断して決定していくこととしております。

（問）児童生徒の安全確保について

登下校中の時間帯に通学路付近で熊の個体が確認された場合、児童・生徒の安全確保の観点から、学校、市教育委員会がとるべき緊急対応について問う。また、児童・生徒自身も身の守り方を学ぶ必要があると考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）まず、登校中の時間帯において、クマの出没情報が地域住民等から学校に提供された場合には、学校は、速やかに保護者連絡用アプリ等を利用して状況を知らせ、自宅待機やすでに家を出ている場合には、保護者等に安否確認や送迎をお願いすることとなります。

下校時であれば、児童生徒の下校を止め、学校において安全を確保するとともに、すでに下校している児童生徒がいる場合には、警察等への連絡を通じ、警戒を要請し、児童・生徒の安全の確保を行うこととなります。

市教育委員会においては、クマ出没の情報を受けた場合、警察や農林水産部等の関係機関と情報共有をするとともに、隣接する地域の学校にも速やかに情報を提供し、学校間等で連携を図り

ながら、児童・生徒の安全を確保するために共通の緊急対応を依頼しております。

また、日頃より各学校に対して、地域の実情に応じて適切な対応を素早くとれるよう、危機管理マニュアルの整備や見直しについて依頼しております。

クマとの不測の遭遇に対して、児童生徒が自らの安全のため、適切な行動ができるように備えることは重要であり、学校では、クマが学校付近で出没する可能性がある場合は、登下校時は単独での行動は避け、鈴、ベル、笛等、音の出るものを携行し、人の接近をクマに知らせるよう指導するほか、クマに遭遇した場合、近くの民家等に逃げ込み、助けを求めることなどについて指導しております。今年度に入り、文部科学省や環境省から児童・生徒向けのクマ被害防止対策の動画やリーフレットが出されており、これらを活用し、クマに出会わないためにできることや出会ってしまった時の対処についての指導を保護者と協力しながら進めてまいります。

(5) 古志はるかぜ学園について

①富山市議会自由民主党 飯山 勝彦 議員（6月16日）

（問）開校後2か月が経ち、転入学した児童生徒の状況と学校生活の様子を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）4月に開校した古志はるかぜ学園につきましては、小学部14名、中学部22名の合計36名の児童生徒が転入学し、2か月余りがたちましたが、それぞれ自分のペースに合わせて登校しております。

学校生活におきましては、各教科の授業では、個々の児童生徒に合わせた指導が行われているほか、例えば技術科の授業では、中学部の生徒が作った畝に、小学部の児童がさつまいもの苗を植える協働で行う活動もあります。

また、学校独自で設定している授業である「マイタイム」では、調理実習でお菓子作りをしたり、顕微鏡を使って植物を観察するなど、一人一人の児童生徒の興味や関心に基づいた活動を展開しております。

さらに、小学部と中学部の児童生徒が、声を掛け合いながら一緒に軽スポーツを楽しむ姿が見られるなど、学年の枠を超えて取り組む活動も進められております。

この他、昼食の時間は、毎日児童生徒が思い思いの場所を自分で決めて、晴れた日には屋上やグラウンドに移動して食べるなど、学校の給食や持参したお弁当を仲間や教職員と会話しながら、楽しんでいる様子も見られます。

今後も、教職員が家庭と連携し、それぞれの児童生徒を温かく見守りながら、学校生活を通して、子ども自身が「This is my school. ここが自分の学校なんだ」と感じられ、社会的自立に向けて歩んでいく場になることを目指してまいります。

(6) 本市の教育について

①会派 誠政 尾上 一彦 議員（6月16日）

（問）暴力行為、いじめ、いわゆる不登校、自殺の増加などの重大な課題について、どのように取り組むのか、教育長の考えを問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）文部科学省の調査結果にもあるとおり、全国的にいじめの認知件数や不登校児童生徒数等はコロナ禍以降増加傾向にあり、本市においても同様の傾向にあることから、改善すべき喫緊の課題として捉えております。

各学校では、教育活動全体を通じた道德教育を推進し、自尊心や自制心、忍耐力、仲間と協力する態度といった、いわゆる非認知能力を育むことでいじめや暴力行為を許さない基盤を養うとともに、これまでも「いのちの教育」を進めております。

今年度は、悩みがある際に周囲の大人に助けを求める「SOSの出し方に関する教育」を推進するなど、自他の生命を尊重する心の教育にも取り組んでおります。

また、市教育委員会では、学校とともに児童生徒が抱える様々な課題の改善に取り組むために、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの小・中学校への配置に加え、校内サポートルームを昨年度より6校増やし、小・中学校合わせて42校に拡充したことや学びの多様化学校の設置など、児童生徒一人一人の状況に応じた支援体制を構築し、安心・安全に過ごすことができる環境づくりに努めているところであります。

私は、これらの取組に加え、日々の学校生活において、児童・生徒や教職員が相手の立場になって考え、行動し、発言することが、教員と児童生徒の信頼関係や児童・生徒相互の良好で温かな人間関係を育むためには大変重要であり、それができるような教育環境を学校等と連携を図りながら、整えていきたいと考えております。

(問) 「水橋学園」や「古志はるかぜ学園」の開校およびイエナプラン的教育の推進など、本市の特色ある教育施策をどのように進めていくのか、教育長の考えを問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会では、令和2年度に「主体性のある子どもの育成」を重点事項に位置づけ、その実現に向けた授業改善と教師の意識改革に取り組んできております。

また、令和4年度には「未来へつなぐ富山市の教育～『教える』から『育てる』へ～」を策定し、本市の教育の方向性を明確にしながら、様々な教育施策を推進しております。

これまで、「主体性のある子どもの育成」を目指した授業改善に向けては、イエナプラン的教育に関する研修会や各学校の取組に対する伴走型の支援といった教育施策が実効性のあるものになるよう、学校と市教育委員会が一体となって、着実な歩みを進めてまいりました。

また、今年4月に開校した「水橋学園」や「古志はるかぜ学園」は、多様な学びの場の提供や質の高い学校教育環境の実現を目指すものであります。

これらに共通するのは、「人間一人一人がかけがえのない価値を持った存在である」ということを出発点にしているイエナプラン教育の視点であり、これは、本市が目指す「主体性のある子どもの育成」の礎でもあります。

今後、本市の特色ある教育施策によって得られた成果を、柔軟な思考や新たな視点をもちながら発展させ、すべての子どもたちの可能性を引き出す魅力ある学校づくりに向けて、全力で取り組んでまいります。

(問) 義務教育学校について、どのように考えているのか、教育長に問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 義務教育学校とは、平成28年度から制度化され、小学校・中学校と並ぶ学校として学校教育法第1条に位置づけられており、一人の校長、一つの教職員組織で9年間の教育課程を編成し、小中一貫教育を行うものです。

平成28年度当時は、まだ全国にも義務教育学校の設置数は多くはありませんでしたが、令和7年度現在で、261校に増えております。

義務教育学校のメリットとして考えられますことは、
・地域や児童生徒の実態に応じて、柔軟な教育課程を編成できること

- ・中学校の教員が小学校５・６年生の外国語や理科、算数を担当するなど、教科担任制が充実していること

- ・学校行事等において、６歳から１５歳まで交流活動の幅が９年間に広がること

- ・小学校と中学校の段差、いわゆる「中１ギャップ」の解消が期待されること

等が考えられる一方、デメリットとしては、学校規模が小さいと９年間クラス替えができない、転出入に関わる配慮事項が多くなる等が挙げられます。

このようなことから、義務教育学校は、質の高い学校教育環境の実現及び多様な学びの場の提供を目指したものであり、様々な学校の選択肢の一つであると認識しております。

(問) 水橋学園のコンセプトを実現するための具体的な教育活動について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 水橋学園におきましては、学校教育目標として、「多様な人となつながら、自らの可能性を発揮し、自己実現を図る子どもの育成」を掲げております。これは、本市が推進している「未来へつなぐ富山市の教育」の実現に向けて、一人一人の子どもを大切にしたい教育活動を行うために、イェナプラン教育の理念やエッセンスをベースとしております。

こうした理念や方向性のもと、具体的な教育活動といたしましては、例えば生活科や総合的な学習の時間における「水橋学」では、自分の地域に目を向け、児童生徒一人一人の疑問や関心事から解決したい課題を設定し、地域の協力も得ながら、調べたり試したりしながら追究を重ね、地域や自然、社会の仕組みなどを学んでおります。

また、今年度よりマレーシアの小・中学校とのオンラインによる国際交流活動を開始し、学期に１回程度、英語科や総合的な学習の時間の中で互いの学校生活や学習内容をはじめ、地域の文化や歴史等を紹介することを想定しています。

加えて、４年生から９年生、いわゆる小学４年生から中学３年生までの児童生徒が主体となり、よりよい学校づくりについて考える児童生徒総会を開催するなど、子どもたちとの対話を大切にしながら、「自分たちの学校を自分たちで創っていく」という自主的・実践的な態度を育む、特色ある教育活動の推進に取り組んでおります。

(問) 水橋学園の学年区分を「４－３－２制」とした理由について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 水橋学園では、他の義務教育学校で採用している「６－３制」や「４－５」制とのメリット、デメリットを検証し、「４－３－２制」の３ステージ制を導入することとしました。

メリットを具体的に申し上げますと、第２ステージは、いわゆる小学校５年生、６年生と中学校１年生からなります。５、６年生を中心に、中学校の教員が算数などの授業を担当する「乗り入れ授業」を行っております。概念的な思考が求められる内容に対しても、より専門性の高い授業ができることや、ゆるやかな教科担任制の導入によって、小学校と中学校の段差である、いわゆる中１ギャップの解消を期待できるということがあります。

加えて、「４－３－２制」では、ステージごとの縦割り活動や多様な異年齢の組み合わせを取り入れた活動や学習が可能となります。その環境を生かすことで、最高学年である９年生はもちろんのこと、(いわゆる)小学校課程を終える６年生に加え、各ステージの年長となる４年生、７年生においてもリーダーシップを発揮し、活躍できる機会が創出されることから、主体性を育むには適したステージ制と考えられます。

このように、義務教育における９年制の教育課程の下、子どもたちの心や体の成長に合わせたまとまりで学年区切りを行うことにより、子どもの成長に合わせ、学びがそれぞれのステージで

つながり、教育活動の充実が図られるものとの考えから、水橋学園においては、「4-3-2制」としております。

(問) 水橋学園では転入児童・生徒に対しての教育課程上の支障はないのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 水橋学園に限らず、児童生徒の転入にあたっては、転学前の学校における学習進度や使用していた教科書・教材に多少の差異があることが想定されることから、どの学校におきましても、転入児童生徒を迎え入れる際には、転学前の学校との連絡を密にしたり、保護者や本人の意向を確認しながら必要な配慮を行っているところであります。

水橋学園におきましては、特色ある教育活動の一環として、1年生から英語に触れる機会を設け、1年生から9年生まで発達の段階に合わせた連続的な外国語学習を実施しているところではあります。これは、外国語の教科としての学習を前倒しして実施しているものではなく、一部の教科や給食、休み時間等の学校生活の中で、ALT等と英語でコミュニケーションを楽しむ機会を増やし、自然な形で英語に触れ合うことを目的としたものでありますので、外国語の授業において、それまでの学習内容の差による遅れが生じるものではないと考えております。

加えて、前期・後期課程における各教科の学習は、市内小・中学校として取り扱う内容と学年、教科書は同一であり、市内での転入学においては、支障がないものと認識しております。

しかしながら、水橋学園は義務教育学校であることから、転入だけでなく、学校選択制によって後期課程へ入学する生徒も想定されるため、子どもたちの不安や戸惑いが軽減されるよう、両校での綿密な引き継ぎや、転入後の子どもへのきめ細かなサポートが必要であると考えております。

(問) 今後、再編対象校のある地域から義務教育学校への再編を希望された場合の対応をどのように行うのか。

＜学校再編推進課：教育長答弁＞

(答) 本市初の義務教育学校である水橋学園につきましては、地域からの設置要望をきっかけとして、市教育委員会において検討した結果、

- ・第2期富山市教育振興基本計画に掲げる重点項目「子どもの主体性を9年間通して育む教育」に取り組むことができること

- ・水橋地区の小学校5校、中学校2校の統合であり、地域と連携した教育を推進できること

- ・開校時において適正規模とすることが可能であること

などの観点から本市の教育理念に合致すると判断し、設置することを決定したものでございます。

今後の学校再編に当たり、地域から義務教育学校の設置を求める意見があった場合には、統合後の児童生徒数や学校規模の見通し、施設整備に伴う財政負担等を総合的に勘案し、地域の実情を踏まえながら、本市の教育理念に照らして、設置の可否について検討することになります。

(7) 再犯防止と地域共生社会について

①富山市議会自由民主党 舎川 智也 議員(6月18日)

(問) 富山市保護司会が実施する薬物乱用防止教室をどのように評価しているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) はじめに薬物乱用教室の経緯について説明させていただきます。令和5年8月に国が策定した「第六次薬物乱用防止五か年戦略」では、薬物乱用防止教室について、学校保健計画に位置づけ、

すべての中学校及び高等学校で年1回は実施するとともに、小学校においても地域の実情に応じ
て開催に努めるとされております。

このことから、小・中学校においては、指導効果を高めるために専門知識を持った学校薬剤師
の他、富山県警少年サポートセンターや地元警察署の職員を招くなど、専門機関等の協力を得て、
薬物乱用防止教室を実施しております。

しかしながら、市教育委員会では、保護司会が実施する薬物乱用防止教室の実施状況について
は把握しておらず、小・中学校の児童・生徒の実態やニーズに応じ、薬物乱用防止教室の依頼先
の選択肢の1つとしていると理解している状況であります。

(問) 児童生徒や保護者に対し、保護司の役割や社会的意義について理解を深めてもらうべきと考
えるが見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支える保護司の役割は大変重要であり、社会的に意義のある
ことだと考えております。

保護司に限らず、学校教育の中で多様な職業やボランティア活動をしておられる方の役割や社
会的意義に触れることは、児童生徒がこれからの社会を生きていく上で意義があるものと考えて
おります。

今後、学校の実情やニーズに応じて実施している「先輩に学ぶ講演会」や薬物乱用防止教室等
に、保護司の方を招く機会が増えることになれば、その果たしておられる役割等への理解が少し
ずつ深まるものと考えております。

(8) 学校及び都市樹木の管理について

①富山市議会自由民主党 舎川 智也 議員（6月18日）

(問) 富山市内の小・中学校における樹木の現況を問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) 本市の小・中学校には、サクラやケヤキなどの落葉樹、マツ類やカシ類などの常緑樹が多くあ
りますが、学校の敷地面積や整備時期により、樹木の数や状態には差異があるものと認識してお
ります。

植樹後、何十年も経過し高木化・老齢化が進んでいる樹木も多いと考えられ、これまで、明確
に危険性があると判断したものにつきましては、伐採や剪定等の対応をしてまいりました。

しかしながら、今年4月の強風による倒木を喫緊の課題と判断し、現在、改めて各学校に対し、
学校敷地内の樹木の数も含めた現状把握と点検を依頼しているところであります。

(問) 学校施設の樹木について、安全点検はどのように行われているのか。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) これまで学校樹木の安全性の確認につきましては、児童生徒の安全確保を最優先し、重大な事
故を未然に防ぐため、日常点検による危険個所の早期把握に努めてきたところです。

具体的には、教職員が月1回行う巡回に併せて目視などにより樹木の状態を確認し、また、台
風や大雨、大雪など異常気象の際には、樹木に異常がないか、慎重に確認をしております。

(問) 教育環境としての樹木の価値と安全確保をどのように両立していくのか。今後の学校樹木管理の基本方針について見解を問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) 学校敷地内に植えられている樹木は、学校緑化としての機能だけでなく、グラウンドからの砂の飛散をやわらげたり、夏には、日差しを遮る木陰を作り、また、児童生徒がその生態等を学ぶ観察対象として活用されたり、シンボルツリーとして心のよりどころとなるなど、教育環境面においても重要な役割を果たしていると認識しております。

一方で、高木化・老齢化が進んだ樹木は、近年の異常気象による台風の大型化や局地的な豪雨により、倒木のリスクが高まっていることから、児童生徒のみならず、学校の周囲が住宅地の場合など近隣住民の安全を脅かす可能性もあると考えております。

こうしたことから、今後は、学校で行う目視などによる確認に加えて、危険性の判断が難しい場合など必要に応じて、樹木医等専門業者に診断を依頼し、リスクの高い樹木の早期発見や樹木の的確な状態の把握に努めてまいりたいと考えております。

また、一様に伐採をするだけではなく、先ほど申し上げました教育環境の確保や、児童生徒にいのちの大切さを伝えるという観点から、樹木の治療や延命の可能性についても検討し、仮に伐採となった場合でも児童生徒の心のケアを行うなど、教育的な配慮に努めてまいりたいと考えております。

市教育委員会では、今後とも学校樹木の適切な維持管理を行うとともに、計画的な点検を実施し、危険であると判断された樹木は、伐採も含め、個々の状況に応じた対策を速やかに講じてまいりたいと考えております。

(9) 就学猶予制度について

①公明党 柏 佳枝 議員（6月18日）

(問) 子どもの発達を踏まえ、就学に悩む保護者に対する本市の就学相談体制の現状について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会では、子どもの発達や就学に関する不安や悩みを抱えた保護者に対して、小・中学校の就学等について無料で相談することができる「さわやか相談会」を、5月から翌年1月まで年12回実施しております。

この相談会では、特別支援学校や幼稚園、保育所の専門性の高い教員や保育士、医療、福祉などの関係機関の専門家が相談に応じることで、就学を考えている学校の情報や受けることのできる支援を知り、保護者が見通しをもって就学先を決定できるよう、きめ細かな対応に努めております。

加えて、子どもの障害の状態や様々な事情により、相談会への参加が難しい場合においても、電話や面談による個別の相談に対応しており、就学までの継続した相談も可能としております。

(問) 就学猶予の場合において、猶予期間中における就学に向けた保護者支援の取り組みについて問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) まず、就学猶予制度につきましては、憲法及び学校教育法に定められた「学齢の子の保護者に対する就学義務」が猶予又は免除される場合であって、病気や発育不全等、やむを得ない事由がある場合に限られる極めて例外的な措置であると認識しております。

このことから、保護者から就学猶予に関する相談や申し出があった際には、子どもの発達の状

況や保護者の意向の把握はもとより、制度の正確な説明を行った上で、本人の特性に応じた柔軟な学びの場の選択肢について、丁寧な情報提供と継続的な相談を行ってまいります。

就学猶予が認められた場合、その期間中における就学に向けた保護者への支援として想定されることとしましては、

- ・定期的な面談や家庭訪問、電話等による子どもの状態の把握
 - ・子どもの状態に合わせた就学先を含む学びの場についての適切な情報提供と保護者の意向の確認
 - ・子どもを支える医療・福祉の専門機関や、保育所・幼稚園等との情報共有
- などが挙げられます。

市教育委員会では、就学猶予期間においても、スムーズな就学に向けた切れ目のない支援ができるようにとの考えから、関係機関との連携を密にし、保護者が安心できるよう支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

(問) 子どもの学びの権利を保障するため、就学猶予制度を含む就学相談に対する市教育委員会の基本スタンスについて、教育長に問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会では、すべての子どもたちが可能性や能力を最大限に発揮できるよう、きめ細かな就学相談の実施に努めております。

就学先の検討にあたっては、一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案しながら、本人及び保護者と市教育委員会及び学校間で、合意形成が図られた後、市教育委員会が就学先を決定しております。

その際、基本となるのは、子どもに学びの権利を保障するため、また、将来子どもがしっかりと自立していけるかの視点も踏まえ、必要や要望があれば、就学猶予制度についても丁寧に説明を行い、どの時期にどのような環境で学びを始めることが最善であるのかを慎重に検討することだと考えます。

今後も、子ども一人一人が安心して就学することができるよう、関係機関と一層連携し、就学相談や支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

(10) 学校と子どもの居場所の確保と保護者の子育て支援等について

①日本共産党 赤星 ゆかり 議員（6月19日）

(問) 学校での人権意識、「子どもの大切な権利」の保障について

教員による不適切な言動などによって、子どもの人権に関わる問題が発生していると聞く。市教育委員会は、教員の人権意識の現状をどのように認識し、人権意識の向上に向けてどのように取組を進めるのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市の教員の多くは、人権の意識を高くもち、日頃から児童生徒に寄り添いながら、誠実に教育活動に取り組んでおります。

子どもたちが健やかに成長するためには、学校においても、かけがえのない存在としてまわりの人に温かく見守られ、支えられることや、安全で安心して過ごすことができる居場所であることなどが重要です。

市教育委員会では、教員自身の人権意識の向上を図るために、人権に関する内容を取り上げ、教員が毎年継続して学ぶことができる切れ目のない研修を行うとともに、管理職研修においても

人権尊重の視点に立った学校経営について取り上げております。

また、教員自身で点検できる「人権感覚自己チェック表」や「不祥事防止のためのチェックシート」を定期的に実施することで、自らの言動を振り返って人権意識が高まるように努めているところであります。

さらには、昨年度、県において、子どもの健やかな成長を支援するための基本理念を定め、子どもにとって大切な権利を明らかにする条例、「富山県こどもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関する条例」を策定しています。

市教育委員会では、こうした条例の趣旨を周知するとともに、本市教員の人権意識のさらなる向上に努めてまいります。

(問) 教員の余裕のなさや「働き方改革」について

教員の余裕のなさや学校におけるチームとしての協働意識の低下が危惧される状況を、市教育委員会としてどのように捉えているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 教職員の時間外在校等時間は、各学校の教育課程の編成の工夫や行事の精選により、年々減少しております。

そのほか、校務DX化も働き方改革には重要な要素ですが、その推進のために、作成した教材をチームとして共有するなど、教員の協働意識が高い学校もございます。

しかしながら、生徒指導対応や配慮を必要とする児童生徒への支援、加えて保護者対応が複雑化・多様化していることなどから、各学校はチーム学校を意識し、組織的に対応しておりますが、ゆとりをあまり感じられない教員もいると思われます。

市教育委員会では、令和6年度から富山市PTA連絡協議会と連名で学校教育活動の充実と教職員の長時間勤務の解消に向けた取組への協力を求める文書を保護者や地域に向けて発出し、その趣旨に基づいた取組を進めております。

今後も保護者や地域、学校運営協議会の理解を得ながら学校における働き方改革を着実に進め、教職員が互いに支え合い、心身ともに健康な状態で教育活動に専念できる環境づくりに努めてまいります。

(問) 教員の余裕のなさや「働き方改革」について

そもそもの教員不足、先生を増やすよう、県・国に強力に要請すべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会では、県内他市町村の教育委員会と連携し、県教育委員会に学校現場の状況を伝え、教員の確保などの要望を行うとともに、中核市教育長会や全国教育委員会連合会などを通じて、引き続き国に対して、教員の増員について強く働きかけてまいりたいと考えております。

(問) 古志はるかぜ学園について

通学における保護者の送迎の負担について支援できないか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 古志はるかぜ学園への通学は「保護者の責任の下、安全が確保できる方法で行うこと」としており、通学方法は、徒歩、自転車通学、公共交通機関の利用、保護者送迎としております。また、学校運営については、児童生徒の心理的負担や生活リズムへの配慮から登校時刻を通常よりも遅い午前9時30分としております。

古志はるかぜ学園は、「自分のペースで歩む学校」をコンセプトの一つとしており、この登校

時刻についても、必ずしも一律に間に合うことを求めるものではありません。児童生徒本人の体調や気持ちに合わせて柔軟な登下校を認めており、この運用により、家庭の事情に応じた通学が可能となるよう配慮しているところであります。

市教育委員会では、保護者の送迎支援のために、登校時刻をさらに遅らせることは、教育課程の維持や生活習慣の形成に影響を与えることになることから考えておりません。

(問) 古志はるかぜ学園について

古志はるかぜ学園では、不登校の子どもたちを対象にした給食を含む体験活動を行う予定があるのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会が実施している不登校の児童生徒を対象にした支援施策である「体験活動事業」を古志はるかぜ学園で実施することにつきましては、まずは、古志はるかぜ学園に在籍する児童生徒が安心して学校生活を送ることができることを目指しております。

今後、学校運営が一定程度安定してきた時点において、在籍する児童生徒や保護者とも相談しながら、学園の活用についても検討していきたいと考えております。

なお、「体験活動事業」における給食の取扱いにつきましては、学校給食実施基準では、当該学校に在籍する児童生徒に対し授業日に実施するものとされていることから、在籍する児童生徒以外への給食の提供は想定しておりません。

(問) 古志はるかぜ学園について

「マイタイム」の授業の中で、児童生徒が取り組む活動における個人負担について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 学びの多様化学校である古志はるかぜ学園は、他の市立の小・中学校と同様の公立学校であることから、授業料は無償であり、教科書も無償供与されますが、学習活動で個人が使用するための教材に係る費用は保護者が負担することとしております。

「マイタイム」につきましても、児童生徒が興味や関心に基づき活動することから、例えば調理実習に使う食材や工作の材料は、本人及び保護者と相談の上、購入を決定することとしており、この費用につきましても、個人の受益に基づく保護者負担としております。

(問) 特別支援教育奨励費について、児童生徒が特別支援学級に在籍する場合と、他校で通級指導を受けている場合に、世帯収入に応じて、学用品購入費、給食費、校外活動費等と通学費が支給対象とされている。この対象を援助が必要な不登校の子、学びの多様化学校に通う子どもたちにも拡げられないか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 特別支援教育奨励事業は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、障害のある児童生徒の特別支援学級への就学等という特殊事情に鑑み、特別支援学級に通う児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のために必要な経費について、国の補助を受け、その一部を特別支援教育奨励費として支給するものでございます。

国の補助対象となる経費は、特別支援学級に就学する児童生徒等や一定程度の障害をもった児童生徒の保護者に対する学用品費等の支給に限定されており、不登校や学びの多様化学校への通学という理由では、特別支援教育奨励費の対象に含めることはできません。

市教育委員会では、不登校の児童生徒や学びの多様化学校に通う児童生徒の保護者に対する経済的な援助を個別に実施することについては予定しておりませんが、他都市の動向を注視しながら

ら、必要に応じて調査・研究を行ってまいります。

(11) 熊出没、犯罪等に対する児童・生徒の安全確保について

①未来をつくる 福田 敏彦 議員（6月19日）

（問）夜間や早朝に熊出没事案が発生した場合、児童・生徒の通学の安全を確保するために、教育委員会、学校、保護者間の連絡体制をどのように整備しているのか現状を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会では、学校周辺でクマの目撃や、クマによる人身被害が発生した場合には、農林水産部や警察等から、夜間や早朝であっても、速やかに情報を受ける体制をとっております。

把握した情報については、対象地域や隣接する地域の学校の管理職等に速やかに連絡をとり、学校から保護者へ登下校に関する対応を周知するとともに、必要な安全策を講じることを依頼しております。

各学校におきましては、近隣校の管理職同士で情報共有しながら、保護者に対して保護者連絡用アプリを活用し、注意喚起や登下校に関する協力依頼を配信する体制を整えており、夜間や早朝にクマ出没事案等が発生した場合でも、児童生徒の安全確保に努めております。

（問）熊の出没や不審者、自然災害の発生等、突発的な事案に対する教職員の危機管理意識向上のための研修等の現状を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会では、児童生徒の命と安全を守るためには、教職員一人一人が危機管理に対する高い意識をもち、緊急時に迅速かつ適切に対応できるよう日ごろから備えておくことが重要であると考えており、初任の管理職や学校の中核を担う教員、また新規に採用された初任者を対象とし、自然災害、クマや不審者侵入などの危機管理、危機対応についても研修を行っております。

また、各学校に対しては、毎年、危機管理マニュアル等の作成と提出を求めており、学校では、年度当初の職員会議において、学校安全計画や危機管理マニュアルに基づき、災害や事故、不審者侵入、クマの出没等の対応について、教職員の役割や行動手順について共通理解を図っております。

加えて、各学校では、年間を通して定期的に避難訓練を実施しており、火災や地震だけではなく不審者侵入等、様々な危機事象の場面を想定しながら、児童生徒の避難行動の在り方と安全確保について確認するとともに、訓練後には教職員による振り返りを行い、課題や改善点を共有することで、危機管理意識と対応力の向上に努めております。

（問）特殊詐欺及び闇バイトから児童・生徒を守るため、小・中学校における防犯教育や警察との連携の取組を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会では、近年、SNSの普及により、児童・生徒が犯罪被害に遭ったり、意図せず犯罪に加担する危険性が高まっていると認識しており、児童生徒が不確かな情報に惑わされることなく、情報モラルの基礎となる適切な判断力や態度を育むことが必要であると考えております。

こうしたことから、これまでも市内全ての小学校5年生を対象に、事例をもとにして、ネットの危険性や安全な利用について情報モラル講座を実施しております。

各学校においては、富山県警察本部少年サポートセンターや地元警察署の職員を招き、児童生徒を対象とした情報モラルに関する集会等を開催し、最新のSNSトラブルに関する具体的な実際の

事例について聞く機会を設けており、単に犯罪に遭わないための知識を学ぶだけではなく、危険を予測し、回避して、自ら安全に行動できる力の育成に努めております。

また、本市では、地域別に生活指導に関する協議会を設け、小・中学校の校長が警察から児童生徒を取り巻く犯罪の状況や地域の課題に関する話を聞くことや、情報共有を行い、そこで得られた犯罪の現状等を教職員と共有するとともに、直接児童生徒に全校集会で注意喚起を行うなど、機会を捉えて指導を行っております。

(問) 熊出没、災害、不審者等、多様な危機に備え、子どもの命と安全を守るとは、市政の最重要課題と考えるが、市長の基本的な認識と決意を問う。

＜学校教育課：市長答弁＞

(答) 未来を担う子どもたちの命と安全を守るとは、市政運営の根幹をなす極めて重要な責務であり、本市が推進する「こどもまんなか社会」の実現、そして、「子育て日本一とやま」を目指す上で、最優先に取り組むべき課題であると認識しております。

議員ご指摘のように、近年多発するクマの出没や激甚化する自然災害、さらにSNSを悪用した犯罪等、子どもたちを取り巻く環境は、ますます多様化・複雑化しております。

このような中、小・中学校や教育委員会においては、これまでも危機管理マニュアルの見直し、警察等の関係機関との連携、避難訓練や安全教育の実施等、児童生徒の安全確保に適切に取り組んでおります。

また、子どもたち自身が危険を予測し、状況に応じて適切に判断し、行動できる力を身に付けることは大変重要であり、学校教育を通して、「自らの命は自ら守る」という意識や態度を育み、自ら考え、行動できる力を培うことが、将来にわたり安全・安心の基盤になるものと考えております。

一方、こうした危機への対応は、学校だけで完結できるものではなく、市全体で取り組むべき課題であります。

そのため、市長部局においても、防災危機管理部等の関係部局が教育委員会と緊密に連携し、必要に応じ、県警察等の関係機関や地域の方々、保護者の皆様とも情報共有を図りながら、子どもたちの安全確保を支える体制の充実に努めてまいります。

(12) 学校統廃合に伴う不要資産の処分について

①みどり 野上 明人 議員(6月19日)

(問) 現地即売会やネット公売などの取組みができないものか。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 廃棄の対象となる備品の多くは、長年にわたり教職員や児童生徒等が使用してきたものであり、経年の劣化や汚損、機能の低下が見受けられるものでございます。

このため、一般的な市場価値、あるいは物品としての売買価値を有するものはないものと認識しており、現時点において、公売の実施は想定していないところでございます。

(13) 学校の裁量を生かした特色ある教育課程の編成と、主体的な学びの推進について

①参政党議員会 金山 茜 議員（6月19日）

（問）教育課程の編成の工夫において、40分授業を取り入れ始めた小学校の取組に対する教育委員会の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）現行の学習指導要領におきましては、教育課程の編成は、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、校長の方針の下に、児童生徒の実態や地域の特色を生かし、教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものと示されております。

具体的には、単位授業時間を小学校で40分、中学校で45分というように柔軟に設定することや、年間の標準授業時数を満たしつつ、学校の判断で特定の教科の時間を増やすことは可能となっております。

市教育委員会では、本年2月の定例校園長会において、現行制度の中で各学校が特色ある教育課程を編成する際の参考として、小学校授業の一部を5分短縮して40分とすることで、休憩時間を長く設定してゆとりを生み出し、低学年の子どもがゆるやかに学校生活に適應できる工夫を例示しました。

現在本市には、この工夫を取り入れた小学校に加え、子どもが探究的に学ぶ時間や学習の振り返りを充実させるといったねらいから、授業時間を長く確保する方法として、午前の授業を40分に短縮して生み出した20分の時間を、午後の40分1コマと合わせて、社会科や図画工作科等を60分授業とする小学校があります。

今年度、文部科学省の研究指定校として、40分授業における効果や課題を検証している市もあり、今後、市教育委員会では、その動向や、本市の学校の状況も注視してまいりたいと考えております。

（問）児童の主体的な学びを育むことを目指し、40分授業を取り入れた場合の期待される効果について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）授業時間の短縮によって生み出された時間は、子どものゆとりを生み出すことや、今ほど述べた、60分授業とすることで、探究的に学ぶための十分な時間の確保につながることを期待しております。

また、例えば、生み出した20分の時間に一人一人が自主的に個別の学習に取り組む、いわゆるモジュール学習の時間とするなど、実現したい教育活動の方向性に応じた柔軟な運用も可能となります。

これらは、各学校の特色ある教育活動の充実に寄与するものであると考えております。

（問）40分授業を取り入れた学校への支援やその取組に対する検証の在り方を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）学校への支援としましては、学校から相談があった際に、現行制度で40分授業を導入する意図が教育の質の向上に資することの確認に加え、保護者や学校運営協議会への説明、45分授業に換算した標準授業時数の確保等についての助言を行っております。

効果の検証にあたっては、各種学力調査等の結果を踏まえながら、子どもの学びに向かう姿や日頃の生活状況、児童生徒や保護者の意見、学校運営協議会での報告等を基にして十分に検討し、機会を捉えて、保護者や地域へ発信することも必要であると考えております。

市教育委員会では、年度末に各学校から教育課程の実施状況に関する報告を受けており、「本年度の工夫点」や「来年度に向けた教育課程編成・実施の課題と工夫点」について、各学校の取組をとりまとめていることから、今後も40分授業の導入を含む、教育課程編成における工夫や効果を全ての小・中学校と共有してまいります。

(問) 今後、学校ごとに独自性を持たせ、地域の実情にあったカリキュラムを作成していくことについて見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 各学校においては、これまでも校長のリーダーシップの下、特色ある教育活動を展開しており、

- ・朝の読書タイムの設定やボランティアによる読み聞かせ等による豊かな読書活動の推進
 - ・縦割り班活動を生かした異学年交流活動の充実
 - ・校区の文化や伝統をテーマとし、地域の人材を活用した問題解決的な学習の実施
- など、地域の実態を踏まえ、学校運営協議会等の機能を生かした取組を進めております。

市教育委員会では、子どもの主体的な学びを目指した現行制度の下での教育課程の編成は、学校教育目標の実現に寄与するものであると考えており、今後も各学校における柔軟で特色のある教育活動の充実に向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

(問) イエナプラン教育の理念を取り入れた本市の取組を、学校のみならず家庭や地域全体で支え、共有していくための今後の方向性について、市長の見解を問う。

＜学校教育課：市長答弁＞

(答) 子ども一人一人の個性を尊重しながら自律と共生を学ぶイエナプラン教育の理念は、子どもを中心に据えたものであり、本市が目指す「こどもまんなか社会」の実現とも合致するところが多いものであると考えております。

教育委員会が、これまで実施してきた様々な教育施策の根底は、イエナプラン教育の理念が基盤となっており、学校関係者や保護者に加え、広く市民を対象とした「教育フォーラム」などを開催しているところでございます。

このように、イエナプラン教育の全市的な理解と、理念やコンセプトを取り入れた教育活動を推進してきていることは、まさに、富山市教育大綱の具現化にも寄与するものであると考えております。

私は、今後も、未来を担う子どもたちが生き生きと過ごせる教育環境づくりと、自らの力で社会を生き抜くために必要な力を育むことを目指した教育委員会の施策を支援することで、市一体となって「こどもまんなか社会」の実現を図ってまいりたいと考えております。

(14) 国の財政施策に伴う学校教育費負担軽減の在り方について

①参政党議員会 金山 茜 議員(6月19日)

(問) 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金終了後における小学校の給食費無償化について、どのように考えているのか。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 本年3月定例会において、日本共産党、赤星ゆかり議員のご質問で答弁いたしましたとおり、本来、義務教育段階における教育は、居住地域に関係なく、全国で平等な教育環境を確保することが重要であり、学校給食費の無償化につきましても、国の責任において、全ての自治体ができる制度とする必要があるものと考えております。

このため、国において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの財源が予算措置されない場合には、独自で学校給食費を無償化することは考えていないところであり、引き続き、国に必要な財源の確保を要望してまいりたいと考えております。

(問) 国が責任を持つべき恒久的な財源措置について、要望は行っているのか。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 国の施策である、いわゆる給食の無償化に必要な財源措置につきましては、これまでも全国市長会や中核市市長会などから、国に対して、全ての自治体において格差なく取り組むことができるよう要望してきたところであります。

具体的には、本年5月20日に、中核市市長会を通して、「国が責任をもって完全無償化となるよう財政措置を講ずること」、また、「中学校給食についても、国において早急に無償化の時期を示すとともに無償化に伴う財政措置を講ずること」など、文部科学省等へ要望しております。

(問) 本市では、学校給食費の「保護者負担」と「公費負担」の適正なバランスについて、どのように考えているのか。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 学校給食の実施に必要な経費の負担につきましては、学校給食法第11条に規定されており、本来であれば、この規定に基づいて、学校給食の実施に必要な施設及び設備、運営に要する経費は学校設置者の負担とし、食材料費の負担は、保護者にお願いすることが適切であると考えております。

このため、これまでの議会でも答弁してまいりましたとおり、学校給食法の規定に基づき学校給食の実施に必要な多額の経費を市が負担している中、市が独自で食材料費の一部を負担することは考えていないところであります。

しかしながら、今後も物価の上昇が予想される状況において、国が推奨する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した学校給食費への支援や、「学校給食費の抜本的な負担軽減」は、重要な取組であり、引き続き、国の動向を注視しながら、学校給食の安定的な提供と子育て世帯の経済的負担軽減の両立が図られるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

議案第 150 号

財産取得の件

富山市教育委員会物品として、次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 取得する財産 校内通信ネットワークの整備に係る無線アクセス
ポイント 655 台
- 2 取得価格 78,534,500 円
- 3 契約の相手方 富山市東田地方町一丁目 1 番 30 号
N T T 西日本株式会社富山支店
支店長 瓜生 知史

水橋学園スクールバスの事故発生について

[学校再編推進課]

1 概要

水橋学園スクールバスの事故発生について報告するもの。

2 発生日時

令和8年6月24日（水）16時00分（緊急停止信号発信時刻）

3 発生場所

あいの風とやま鉄道伊勢屋踏切（水橋伊勢屋地内）

4 事故の内容

下校のため水橋西部地区センターに向けて水橋学園を15時55分に発車したスクールバスが、上記の踏切に進入した際、遮断機が下りたため、踏切内で停車した。

当該バス運転士が、直ちに踏切の非常停止ボタンを押したところ、接近していたJR貨物の列車は踏切約400メートル手前で停止した。

列車停止確認後、踏切内で児童を下車させ、踏切外北側の安全な場所に避難させた。

5 発生時の状況

① 運転士

所属：株式会社アイカワ（運行業務委託事業者）
50代、男性、大型自動車第2種免許保有

② 車両及び規格

市所有の大型バス（乗車定員82人）
全長11.45m 全幅2.49m 全高3.12m

③ 乗車児童数

前期課程4～5年生 22名

6 被害の状況

人身被害：無し

車両損傷：無し

鉄道への影響：あいの風とやま鉄道上下線で最大35分の遅延発生

7 事故の発生原因

事故の発生原因については、運転士へのヒアリングを行うなど調査中。

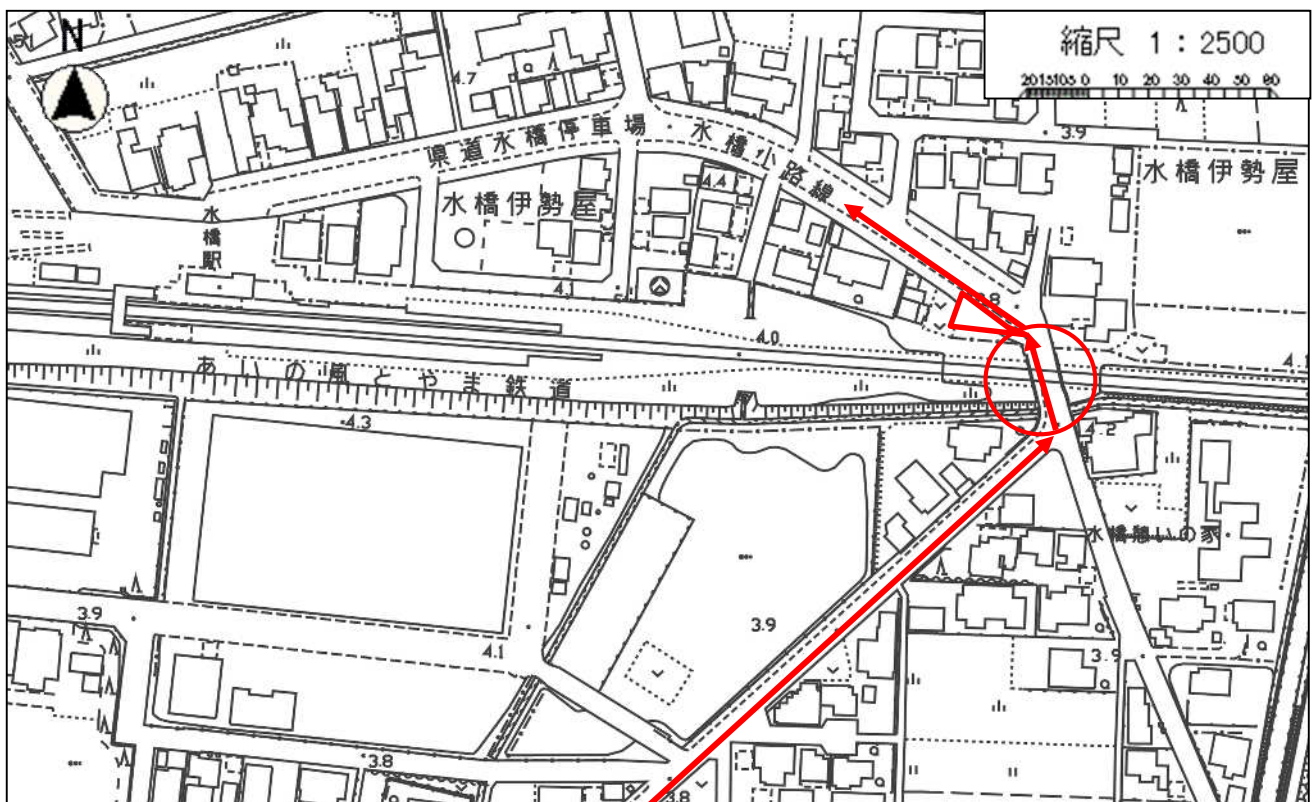
8 教育委員会及び学校の対応

① 6月24日

水橋学園を通じて全保護者宛てに謝罪文書を配布。

② 6月25日以降

- ・臨床心理士を派遣し、水橋学園と連携しながら児童の心のケアにあたっている。
- ・原因が判明するまで、水橋学園教員が当該踏切を通る登下校便のスクールバスに乗り込み、乗車する児童の支援を行うとともに、学校教育課指導主事を水橋学園に派遣し、当該踏切における見守りを行う。
- ・25日に運行業務委託事業者から事故報告を受け、委託事業者に対して、事故の事実関係の徹底的な調査や発生原因を踏まえた業務体制の改善、再発防止策を求めた。



令和8年度 特別展

その他9

自然現象

の

メカニズム

2026

7.18(土) ▶ 8.30(日)

開館 午前9時～午後5時（入館は午後4時半まで）

観覧 大人530円＋特別展観覧料100円
（プラネタリウム1回観覧含む）

- ・ 高校生以下無料
- ・ 小学生以下団体は引率者同伴



富山市科学博物館

TOYAMA SCIENCE MUSEUM

企画協力 科学技術館

自然のふしぎを体感しよう！

身近な現象から突然起こる現象まで、様々な「自然現象のしくみ」を体験装置で楽しみながら学ぶことができます。

【空のフシギ】

雲ができる、風が吹く、台風が起こる、
といった気象のメカニズムを紹介します。



虹はどうやってできる？

ダイヤモンドダストを再現！



海が青い理由は？



【海のフシギ】

波や海の色、海水の循環、などの海で起こる現象や、
物の浮き沈みについて実験を通して体験します。



波の変化を見てみよう！



川をつくってみよう！

【大地のフシギ】

地震が起こる、大地が隆起する、
といった大地に関する現象を
紹介します。



地震のしくみを知ろう！

夏休みの自由研究をサポート！

自由研究のまとめ方相談会& 標本の名前を調べる会

採取した生き物や石などの名前や自由研究のまとめ方、
科学に関する質問に専門家が答えするよ！

日時 8月23日(日)10:00~16:00

ところ 科学博物館 多目的学習室

対象 どなたでも

その他 参加費無料



 富山市科学博物館
TOYAMA SCIENCE MUSEUM

〒939-8084
富山市西中野町一丁目 8-31



アクセス
バス・市内電車・車（駐車場あり）

Tel: 076-491-2123

<https://www.tsm.toyama.toyama.jp>